

申告に必要なもの

- 必要書類 ■ 印鑑 ■ 本人確認書類
- マイナンバーが分かるもの

還付を受ける人 本人名義金融機関名、口座
種別・番号が分かるもの

対象項目(該当者のみ)	必要書類・持参物
給与・年金所得	源泉徴収票(原本)
事業所得(営業・農業) 不動産所得	領収書と収支内訳書 (作成して提出)
一時所得・雑所得	収入・経費の分かる書類
社会保険料控除	国民健康保険税・国民年金 控除証明書など
医療費控除	医療費控除の明細書 (領収書の添付や提示は不要)
生命保険料・ 地震保険料控除	支払保険料の証明書 (旧長期損害保険料の 証明書を含む)
障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳など
雑損控除	雑損控除計算書、 罹災証明書(写しでも可)
住宅借入金等特別控除	借入金の年末残高証明書など

市役所以外での申告方法

◆宇土税務署での申告◆

期間 2月16日(火)～3月15日(月) 9時～16時

※所得税の還付申告のみ、1月から申告可能

※住民税の申告会場は市役所のみ。

※駐車場には限りがあります。公共交通機関
の利用にご協力ください。

図 宇土税務署 ☎22-0410

◆e-Taxでの申告◆

インターネットで申告手続きが
できます。詳しくは「e-Tax」で検索
するか、お問い合わせください。

図 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901

申告日程・会場

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、
会場への入場を制限する場合があります。申
告時は、なるべく3密(密閉・密集・密接)を
避け、マスクなどの着用徹底をお願いします。

申告会場は混雑が予想されます。待ち時間
短縮のため、できるだけ指定の日程・会場で
の申告にご協力をお願いします。

※混雑状況により当日中の対応が困難と判断

した場合、予定より早く受付を終了します。

※消費税と譲渡所得(土地・株式など)は、税
務署での申告となります。

月 日	地 区	会 場
2月	16(火)	松橋
	17(水)	
	18(木)	
	19(金)	当尾
	22(月)	豊野
	24(水)	豊福
3月	25(木)	調整中
	26(金)	海東・小野部田
	1(月)	小川
	2(火)	河江
	3(水)	豊川
	4(木)	
	5(金)	大岳・三角
	8(月)	郡浦・戸馳
	9(火)	三角全区
	10(水)	松合
	11(木)	不知火
	12(金)	
	15(月)	市内全域

※感染対策のため一部の会場を調整中です。
詳しくは2月号でお知らせします。

確定申告

2月16日(火) ▶ 3月15日(月)

住民税申告

スマートフォンと
マイナンバーカードがあれば、
家からでも申告できます。
感染予防のためにも
ぜひ利用してくださいね。

スマホ申告
詳しくは
こちら



税務課
山田主事

税の申告は
お早めに♪



税務課
白川主事

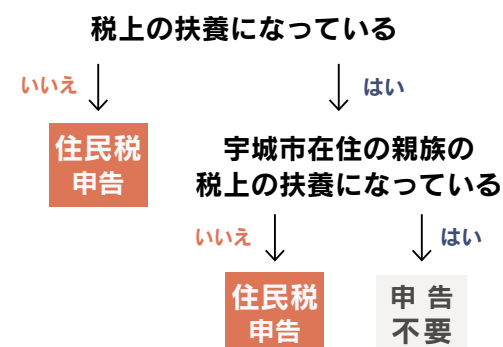
受付時間 9時～11時、13時～16時 図 税務課 ☎32-1402

申告フローチャート

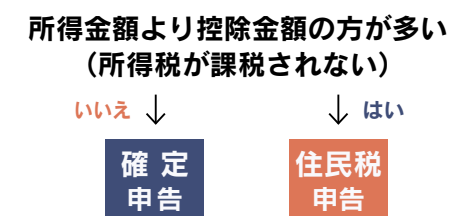
令和3年1月1日現在、宇城市に住んでいた
人は、このフローチャートで「申告が必要か
どうか」「何の申告が必要か」が簡単に判断で
きます。令和2年中のあなたの収入の種類別
に確認してみてください。

- ★所得税の還付を受ける人は、確定申告が必要です。
- ★フローチャートに沿わない場合もあります。
詳しくはお尋ねください。
- ★令和3年1月1日現在、宇城市に住んでいなかった
人は住んでいた市町村にお尋ねください。

収入なし または 非課税収入のみ の人



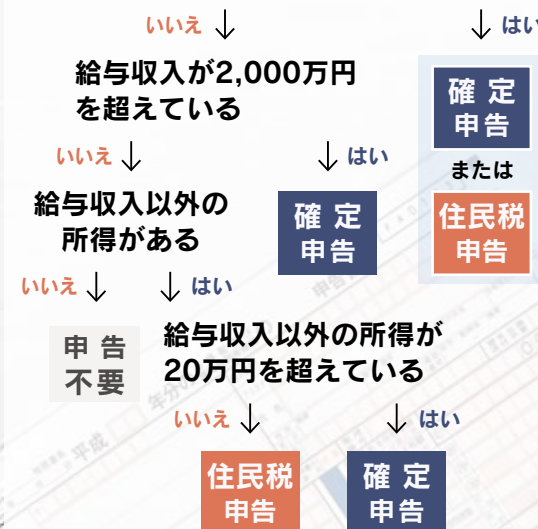
給与・年金収入 以外の所得 の人



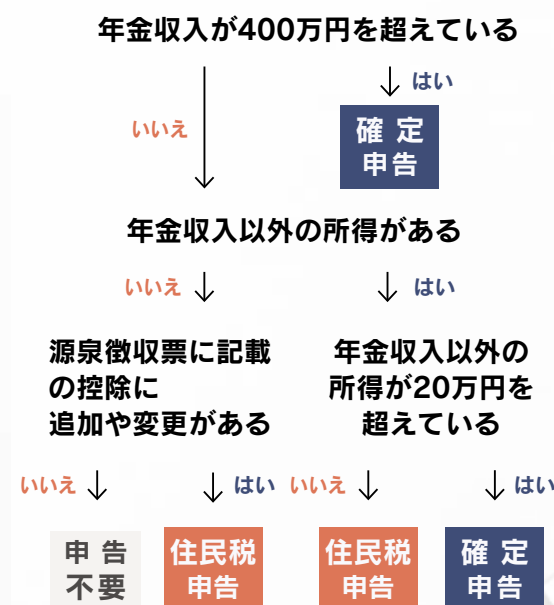
主に 給与収入 の人

次の項目に1つでも当てはまる

- 年末調整の内容に変更がある
- 医療費控除などを受ける
- 2カ所以上から給与を受けた
- 年末調整が済んでいない
(給与収入が93万円以下も含む)



主に 年金収入 の人



◆公的年金収入がある人の確定申告

公的年金などの収入金額の合計額
が400万円以下で、公的年金以外
の所得金額が20万円以下の人は、所
得税・復興特別所得税について確定
申告をする必要はありません。
ただし、所得税・復興特別所得税
の還付を受ける場合は確定申告が必
要です。

◆医療費控除の特例

住民税の申告が必要な場合もあり
ます。詳しくは市税務課へお尋ねく
ださい。

控除を受けるには、「医療費控除
の明細書」の提出が必要です。領収
書の提出は不要ですが、5年間保存
してください。健康の保持増進や疾
病予防で一定の取り組みを行った場
合、医療費控除の特例(セルフメディ
ケーション税制)が適用されますが、
医療費控除と併用はできません。

◆「確定申告電話相談センター」開設

所得税 消費税 贈与税の確定申告
に関する相談を電話で受け付けま
す。

日程 1月14日(火)～3月15日(月)
相談電話番号 ☎22-0410

※音声ガイダンスに従い「0」を選択
図 宇土税務署 ☎(22)0410